

電力事情

【第二回】

二〇〇五年は日本の電力市場にとつて変革の年であつたといえる。まず、自由化の範囲が高圧受電の全需要家に広がり、これで一〇電力会社の総販売電力量の六三・%が自由化対象となつた。

力系統利用協議会（ES-CJ）が動きだした。なぜ送配電線利用のルールやその運用が重要なのか。それは、発電や小売が自由に行われても、電気を運ぶ送配電に関しては、電力会社による所

の取引所で、現物としての電気の取引の場として設立された。取引市場への参加は会員制で、会員資格は、電気事業者であること、もしくは市場にて販売する電気があること、が原則的な条件である。

一ヶ月の平均取引額が七円九五銭、ピーク時が七円九〇銭という結果であった。その後、特にピーカー・昼時間帯の約定価格が夏に向かって上昇。一時東西の地域間値差が三倍を超えるなど、東西での値差が拡大した。一方で、取引は匿名で行われる。また、取引はすべての売り手入札および買い手入札を合成し、需給が一致した点で取引価格と取引量が一つに決められる。また、取引はもう一方の先渡取引は

電力会社が買いにまわるなど多様な形態の取引が生まれたことに一因があると考へられる。そして取引所の運用開発も、まさにこの流れに沿って進んでいます。

所
月 設 万 収 略
シエアが自由化された市場のわずか一%程度であることを考え合わせると〇六年以降、Jパワーが市場にどの程度参入していくかが、市場活性化の大きな鍵となるだろう。
〇六年は、〇五年に新

変革の一年を超える期待の新年

新たな仕組みで市場活性化なるか

有・運営が続くからだ。
新しく電力市場に参入す
る事業者（特定規模電気

る。つまり現段階では、市場に需要家が直接参加することはできない。入

翌月から一年以内の電力を
一ヶ月単位で取引する
月間商品（全日と昼間型

新たな仕事

組みで市場活

活性化なるか

予定である『電力市場の全面自由化』に向けた動きも活発化すると予想さ

するときは、電力会社をまたぐことに振替料金がかかつてゐた。これが全国規模の競争を阻害する要因として廃止された。さらに、送配電線利用のルールが公平かつ透明なものであるか、またその運用が正しく行われているか、といったことを事業者でも、電力会社の持つ既存の送配電線を借りて電気を運ぶことになる。そのため、特定規模電気事業者が一般電気事業者と適正競争を行うには、送配電線がフュアに運営される必要がある。これを監視する機関がE S C Jなのだ。

そして、〇五年最大の監視する機関として、電

会金は一〇万円で、年会費が五〇万円、その他に信認金として一〇〇万円を預託しなければならない。取引手数料は、売り手・買い手の双方にかかり、どちらも三銭／キロドット時となつてゐる。

がある)である。価格の決定は、ざら場方式だ。これは、売り手と買い手がそれぞれ条件を出し合ひ、条件が合つたもの同士がマッチしていくという方法である。先渡取引では、マッチング後、売り手と買い手間で契約精算を行うことになる。

こととも特徴的であつた
約定量をみると、初
のスポットでの約定総
は四九万一〇〇〇キロドット
であり、当初は電力会
が売り、特定規模電気
業者が買うという形態
主であつた。四月の取
所開設当初から八月上
まで約定量について大
な伸びは認められなか

電源開発株式会社（場参入だ。
下、Jパワー）は、一
五二年に全国的な電力
足の解決を目的につく
れた電源開発促進法に
づき設立され、大規模
力発電所の開発および
電網の拡充を手がけた。
八〇年代に入り、オイ
シヨツクの影響から燃

売り手として参加をはじめめたほか、エネットという特定規模電気事業者は、電気を卸売しはじめたところが、日本の電力市場にとっていかに大きな変化であるかは、その所有する発電設備の容量をみると明らかだ。○五年にかけてパワーが小売市場向けにした電力は約八万キロワット。

れる。将来の全面自由化をにらみ、市場参加者がそれぞれ工夫を凝らした柔軟な対応をすることで、日本の電気料金を先進諸国と遜色のない水準にするという、電力自由化の当初目的の達成により近づくことが期待される。(スペクトルパワー・デザイン株式会社 村上竜子)

いるか、といったことを監視する機関として、電

SCJなのだ。
そして、〇五年最大の

ポツト取引と先渡取引の二種類の取引が行われて

精算を行うことになる。
さてこのJEPXの取

まで約定量について大
な伸びは認められなか

きつ
八〇年代に入り、オイシヨツクの影響から燃

料ル
パワーが小売市場向けに
した電力は約八万キロトットル

（スペクトルパワー・デザイ
ン株式会社 村上重子）